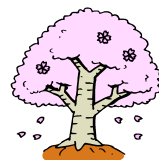




# めざそう ごみゼロ旭川



春の清掃強化期間 4月13日(日)～5月11日(日)

期間中に地域の皆様で協力して、公共の場所(道路、公園など)を清掃しましょう。

地域清掃で集めたごみは「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「空き缶・空きびん」に分別し、地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋に入れて、決められた曜日にごみステーションに排出するよう、御協力をお願いします。

地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋は、毎年、秋の清掃強化期間頃に各町内会に希望枚数を配付していますが、足りなくなった場合は下記の場所で配付しています。



- ① 旭川市クリーンセンター（東旭川町下兵村3番地の5）
- ② 環境政策課（6条通9丁目 総合庁舎8階）  
※現在はごみ減量推進課。平成26年4月から課名が変わります。
- ③ 各支所

空き地の雑草やごみ等の放置物は景観を損ね、不法投棄の誘因にもなります。土地の所有者及び管理者は定期的に草刈り・清掃をしましょう。私有地内から出たごみは分別し、資源にならないものはそれぞれ指定ごみ袋に入れて、ごみステーションに出してください。

## 地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋の使用上の注意

地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋は、道路や公園等、公共の場所の清掃や、カラス等に散らかされたごみを清掃する際に使用するごみ袋です。

個人宅や事業所から排出されるごみ、共同住宅・事業所等敷地内で発生した刈り草・せん定枝・落ち葉の排出には使用できませんので、御注意ください。

また、ごみステーションに残された不適正排出ごみ（違反ごみ）を片付ける場合は、対象となりません。不適正排出ごみは、クリーンセンターの清掃指導員が開封調査、個別指導を行ったあと、順次回収しております。



問い合わせ先

旭川市クリーンセンター 電話 36-2213

回										
覧										

## 《クリーンセンターからのお知らせ》



# ごみのポイ捨て禁止運動 春季街頭啓発及びごみ拾い参加の御案内



市民の生活環境を守り、美しいまちづくりを進める運動の一環として、年2回（春・秋）街頭啓発及びごみ拾いを買物公園会場と銀座通会場（秋季のみ）で実施しています。

今年も下記のとおり、春季街頭啓発及びごみ拾いの実施を予定していますので、多くの皆様の御参加をお待ちしています。当日の飛び入り参加もOKです。※ごみ袋と軍手を御用意ください。

【日 時】平成26年4月20日（日）午前11時から1時間程度

【集合場所】1条通8丁目 西武A館前広場（買物公園会場）

※荒天時は中止になる場合があります。

旭川市では、市民総ぐるみによるごみの散乱防止を呼びかけるため、平成9年4月に「旭川市ごみのポイ捨て禁止条例」を制定しました。



## 【平成25年度秋季街頭啓発及びごみ拾いの実施結果】

平成25年9月29日（日）に行われたごみのポイ捨て禁止運動では、晴天にも恵まれ、買物公園・銀座通会場の両会場合わせて、総勢50団体、過去最高の1,106人の参加があり、45リットル袋で約50袋分のごみを回収することができました。

参加された皆様、御協力ありがとうございました。

## 【ごみのポイ捨て禁止運動「街頭啓発及びごみ拾い」アンケート調査結果について】

昨年11月から12月にかけて、過去の参加団体等を対象にアンケート調査を行いました。結果については、旭川市クリーンセンターホームページで公開していますので、是非御覧ください。

[http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/seisouoffice/poi\\_questionnaire/top.html](http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/seisouoffice/poi_questionnaire/top.html)

## ごみのポイ捨て等防止市民ボランティアの募集

旭川市では、夏季間の市内中心部や商店街、幹線道路などの清掃活動などを通じて、「ごみのポイ捨て禁止条例」の周知啓発活動に御協力いただける団体を募集します。

### 募集方法

旭川市クリーンセンター（東旭川町下兵村3-5）にて随時、市民ボランティアを募集します。（あらかじめ登録申請が必要になります。）

【活動内容】ごみ拾い実践活動、「ごみのポイ捨て禁止条例」の周知、ごみのポイ捨て・歩きたばこ防止啓発

【活動期間】5月～11月までの間に4回以上実施

【活動場所】市内中心部・商店街・幹線道路付近などの多くの市民が往来し、啓発活動が可能な場所

【活動支援】啓発用のぼり・ジャンパー・火ばさみの貸与、地域清掃ボランティア清掃用ごみ袋の提供  
※啓発資材の数に限りがあるため、貸し出しできない場合があります。



【問い合わせ先】旭川市クリーンセンター 電話 36-2213